

新型コロナウイルス感染症対策に係る
国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルは、**国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報）**とします。

【概要】

1 県内の感染状況

期 間	新規感染者数	うちリンクなし 感染者数
5月27日(木)～6月2日(水)	193名	76名

2 国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

前回（5月28日発表）	今回（6月4日発表）
国分科会ステージ4 （レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は高い水準を維持している。	国分科会ステージ3 （レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は減少傾向が見られるが、 高い水準である。

3 県民の皆様へのお願い

まん延防止等重点措置による強い対策の開始後2週間以上が経過し、国分科会指標は、全てステージ3又は2の水準となりました。こうした状況を踏まえ、総合的に現状はステージ3にあると判断します。なお、リスクレベルはレベル5 厳戒警報を維持します。

ただし、病床使用率の減少は6月1日からの増床によるもので、特に熊本市においては、緊急時確保病床の活用が開始されるなど、医療への負荷が非常に高い状況は継続しており、現状の強い対策の維持が必要です。

県内の感染の態様として、先週から高齢者施設及び医療機関でクラスターが発生しています。しかし、現在のところ第3波で見られたようなクラスター頻発には至っておらず、従事者の皆様の感染防止対策やワクチン接種が奏功していると考えられます。

県内の新規陽性者数は、県民及び事業者の皆様の御協力により、着実に減少していますが、変異株への置き換わりが進んだことにより、非常に強力な対策を行っているにも関わらず、減少のスピードが緩やかです。現状の対策を徹底し、感染を十分に抑え込む必要があります。

県民及び事業者の皆様には、引き続き最大限の危機感を持って要請を遵守していただくようお願いいたします。また、基本的な感染防止対策（飛沫感染対策としてマスク着用、接触感染対策としてこまめな手洗いや共用部の消毒等）の徹底及び全ての事業所において、症状がある従業員は仕事を休ませ、すぐに受診に繋げる体制作りをお願いいたします。

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和3年（2021年）6月4日】

1 熊本県における現状認識

国内の感染状況は、減少傾向が継続しているが、第3波の減少期よりも減少のスピードが緩やかである。政府は、5月末を終期としていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用自治体について、措置期間の延長を決定しており、これまでより抑え込みが困難になっていることに注意が必要である。

本県の5月27日から6月2日までの感染者は193人（リンク不明感染者数は76人）、病床使用率は6月2日時点で47.3%、重症病床使用率は48.2%となった。

国分科会指標は、県全体としては全てステージ3又は2の水準となったことから、現状はステージ3の状況にあると判断する。ただし、病床使用率の減少は6月1日からの増床によるもので、特に熊本市においては、緊急時確保病床の活用が開始されるなど、医療への負荷が非常に高い状況は継続しており、現状の強い対策の維持が必要である。なお、リスクレベルはレベル5 厳戒警報を維持する。

県内の感染の態様として、先週から高齢者施設及び医療機関でクラスターが発生しており、注意が必要である。しかし、現在のところ第3波で見られたようなクラスター頻発には至っておらず、従事者の皆様の感染防止対策やワクチン接種が奏功していると考えられる。

県内の新規陽性者数は、県民及び事業者の皆様の御協力により、着実に減少しているが、変異株への置き換わりが進んだことにより、非常に強力な対策を行っているにも関わらず、減少のスピードが緩やかである。現状の対策を徹底し、感染を十分に抑え込む必要がある。

県民及び事業者の皆様には、引き続き最大限の危機感を持って要請を遵守していただくようお願いする。また、基本的な感染防止対策（飛沫感染対策としてマスク着用、接触感染対策としてこまめな手洗いや共用部の消毒等）の徹底及び全ての事業所において、症状がある従業員は仕事を休ませ、すぐに受診に繋げる体制作りをお願いする。

前回（5／28発表）	今回（6／4発表）
国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は高い水準を維持している。	国分科会ステージ3（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は減少傾向が見られるが、高い水準である。

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (6月3日現在)

- 国内の感染状況は、減少傾向が継続しているが、第3波の減少期よりも減少のスピードが緩やかである。政府は、5月末を終期としていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用自治体について、措置期間の延長を決定しており、これまでより抑え込みが困難になっていることに注意が必要である。
- 熊本県の5月27日から6月2日までの感染者は193人（リンク不明感染者数は76人）、病床使用率は6月2日時点で47.3%、重症病床使用率は48.2%となった。国分科会指標は、県全体としては全てステージ3又は2の水準であることから、現状はステージ3の状況にあると判断し、リスクレベルはレベル5 厳戒警報を維持することが妥当である。
- 先般の熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議でも協議したとおり、6月1日から入院病床の増床を始めとし、医療提供体制の更なる強化が図られた。今回公表された指標において、病床使用率は数値上減少するが、熊本市においては緊急時確保病床の活用が開始されるなど、逼迫した状態が継続している。そのため、大切なことは、現状の強い対策を維持し、新規陽性者を抑え込むことである。
- 熊本県では4月末から飲食店の時短要請を含む対策を継続されているほか、5月16日からはまん延防止等重点措置による非常に強力な対策を行われており、感染者の減少傾向が2週間程度継続している。ただし、変異株中心の流行となった第4波は、第3波と比較すると、減少させにくい上に、再増加に転じる可能性も高い。そのため、ここで油断せず、今後の再増加を抑制できる水準まで新規陽性者を減少させることが重要と考えられる。
- 県民・事業者の皆様におかれては、引き続き、行政からの要請を遵守していただくとともに、お一人お一人のマスク着用、こまめな手洗い、症状がある場合は仕事を休み、すぐに受診することをはじめとした、基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。
- また、県・熊本市は、引き続き円滑なワクチン接種体制の構築に努めるとともに、リスクが高いと思われる高齢者施設や飲食店の従事者の方々が迅速に検査できる体制を維持し、感染の波及やクラスター発生を予防していただきたい。

【国新型コロナウイルス感染症対策分科会の示す感染状況の指標】

	医療提供体制等の負荷				感染の状況				早期探知指標
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③検査陽性率		④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合	新規陽性者数の前週今週比 今週先週比が1.0を超える状況が継続する場合には注意が必要
	入院医療		重症者用病床		行政検査陽性率	医療機関含む†			
	確保病床使用率	入院率※	確保病床使用率		週移動平均		週合計	直近一週間	
ステージ4	50%以上	25%以下	50%以上	524人以上	10%以上		437人以上	50%以上	
ステージ3	20%以上	40%以下	20%以上	349人以上	5%以上		262人以上	50%以上	
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階								
ステージ1	医療提供体制に特段の支障がない段階								
6月2日	47.3%	57.0%	48.2%	493人	10.7%	3.3%	193人	76人(39.4%)	0.49
5月26日	62.8%	43.2%	42.4%	727人	14.6%		390人	150人(38.5%)	0.60
5月19日	56.2%	32.1%	39.0%	879人	15.6%		645人	303人(46.9%)	0.91
5月12日	49.3%	31.9%	33.9%	771人	19.1%		705人	363人(51.5%)	2.46
5月5日	42.4%	42.3%	27.1%	504人	11.5%		287人	97人(33.8%)	0.85
4月28日	40.2%	48.4%	15.3%	419人	11.0%		337人	111人(32.9%)	1.81
4月21日	22.0%	63.1%	5.1%	176人	8.5%		186人	55人(29.6%)	4.77

※...療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用 †...県内医療機関における遺伝子・抗原検査数を含む陽性率

【熊本県リスクレベル基準】

【目的】患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策の考え方・方向性	想定状況
レベル5 厳戒警戒	県内で ①新規感染者 150 名以上 かつ ②病床使用率 25% 以上 等	・重症者、ハイリスク者の救命を最優先とした入院調整。 ・大規模クラスターや感染拡大の確実な封じ込めのための体制整備、検査実施等。 ・メリハリを利かせた接触機会の軽減のため、強い制限を要請。	複数の大規模クラスターの発生
レベル4 特別警戒	県内で ①新規感染者 50 名以上 かつ ②リンク無し感染者 25 名以上	・地域でのクラスター発生及びクラスター連鎖の予防のため、保健所への人的支援及び幅広い検査、原因施設への指導等を行う。 ・メリハリを利かせ、これまでクラスターが発生した施設等から順に感染拡大防止対策の強化を要請。	感染の更なる拡大と、クラスターの散発／連鎖
レベル3 警戒	県内で ①新規感染者 30 名以上 又は ②リンク無し感染者 15 名以上	・地域でのクラスター発生を予防するため、感染増加の原因に着目し、優先順位を付け、特にハイリスクなところから感染防止対策の強化を図る。	感染の拡大と、小規模クラスターの発生
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	・新しい生活様式や、基本的な感染防止対策の徹底を啓発	
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生		
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・日常的な対策を啓発	

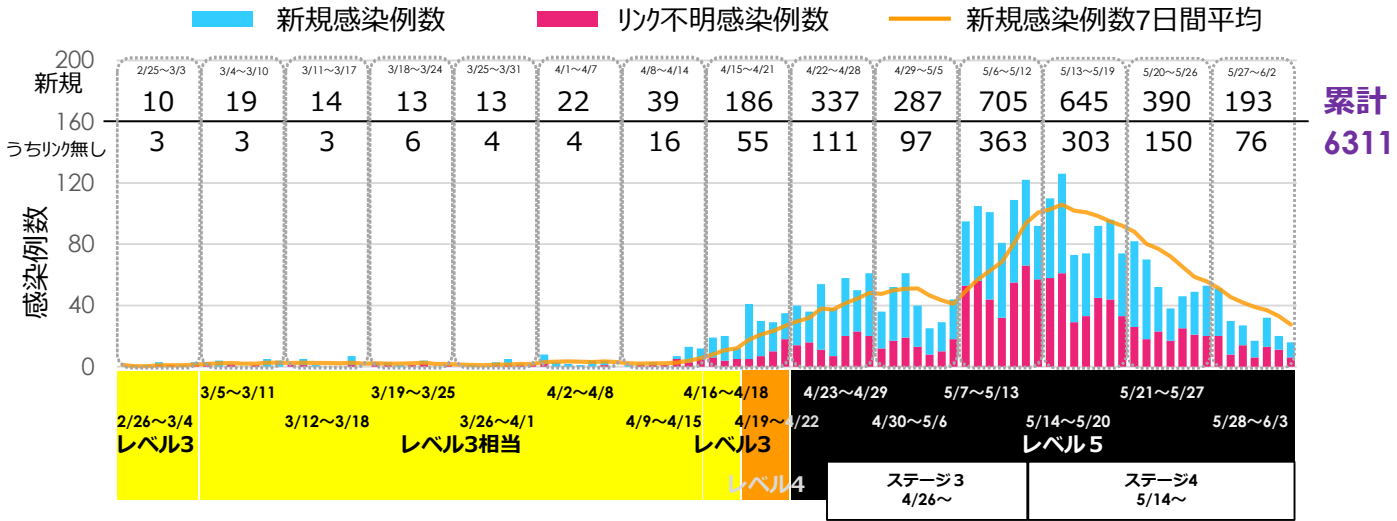
※これ以上の爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合の対応は、状況に応じ、更に強い措置を検討する。

※これまでの感染防止対策の経験を踏まえ、メリハリを利かせた対策を行うことを基本とする。

※国の分科会が示した6指標によるステージ分類についても、参考指標とし、毎週公表する。

※今後の感染状況等の最新の知見に合わせ、必要に応じて改定を検討する。

【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（2/25～6/2）：確定日ベース】



- ・リンク無し感染者数は、調査により変動することがあることに注意
- ・木曜日～翌水曜日までの陽性者数を集計

【保健所ごとの感染例の確認状況】

保健所名	これまで	5/27～6/2	
		陽性者数	人口10万人※あたり
熊本市保健所	3460	116	15.7
有明保健所	586	17	10.9
山鹿保健所	209	4	8.0
菊池保健所	518	26	14.1
阿蘇保健所	129	1	1.7
御船保健所	340	3	3.7

保健所名	これまで	5/27～6/2	
		陽性者数	人口10万人※あたり
宇城保健所	234	6	5.8
八代保健所	283	10	7.4
水俣保健所	153	1	2.2
人吉保健所	132	8	9.5
天草保健所	74	1	0.9
計	6118	193	11.0

※…各保健所管内の人口は平成31年4月1日のものを使用

3 県民の皆様へのお願い（6月4日発表）

熊本県の状況は、**国分科会ステージ3（レベル5厳戒警報）**です。
また、感染状況は、減少傾向が見られますが、高い水準です

熊本県は、5月14日に国からまん延防止等重点措置の適用を受け、16日から下記のとおり対策を強化しています。県内全域で強い対策を行いますが、特に重点措置区域とした熊本市における対策を最大限強化しています。

県民及び事業者の皆様にはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスのこれ以上の拡大を防ぐため、要請への御協力をお願いいたします。

【熊本^{まん}蔓延防止宣言】

まん延防止等重点措置に係る熊本県の対策

熊本県



県独自の対策強化：熊本県全域

重点措置による対策強化：熊本市

期間：令和3年5月16日(日)から6月13日(日)

根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 基本的な感染防止対策の徹底【特措法第24条第9項】

- ① 症状がなくとも、マスク着用
- ② こまめな手洗い・手指消毒
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底してください。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

2 移動・外出について

基本的には不要不急の外出は控えて下さい。特に、発熱やかぜの症状がある場合は厳に外出を控え、特に会食等に参加しないようにしてください。

外出する必要があるときは、マスク着用等の感染防止対策を徹底し、「3つの密」のある場は避けて下さい。

県全域における対策【特措法第24条第9項】

移動

- ・ 全ての県外への不要不急の移動※を控えて下さい。
特に、緊急事態措置区域との往来は厳に控えて下さい。

外出

- ・ 県全域において、日中も含めた不要不急の外出※を控えて下さい。
特に、午後9時以降は徹底して下さい。
- ・ 路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除きます。

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第2項】

外出

- ・ 日中も含めた不要不急の外出※を控えて下さい。
特に午後8時以降は徹底して下さい。
- ・ 路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。
- ・ 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないようにして下さい。

3 会食について

全国的にも、会食を原因とする感染は相次いでおり、ハイリスクであることが分かっています。リスクを避ける行動を徹底して下さい。

県全域における対策【特措法第24条第9項】

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施して下さい。

- ①なるべく普段から一緒にいる人と
- ②人数を絞って
- ③「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守して

県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えて下さい。

感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないようお願いします。

熊本県作成 会食時の感染リスクを下げる4つのステップ

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけて、感染リスクを下げることは可能です。
感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！

STEP1 予約時に下げる！

- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店を確認しましょう。
➤ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 他の団体客との接触を減らすため、部屋を別に、パーティションで空間を分けるなどの対応が可能なお店と相談しましょう。
- 大人数（5人以上）での会食の場合は、テーブルを分ける、席の配置を斜め向かいにする、席と席の間にアクリル板を設置するなどの対応が可能なお店と相談しましょう。

STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないようにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。

STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。
➤ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えましょう。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えましょう。アルコールを飲みすぎた人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になってしまったら、早めにお断りしましょう。

STEP4 会食後に下げる！

- はしご酒は控えましょう。
- 帰宅直後の手洗いや入浴により、家庭内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、かかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

4 飲食店事業者の皆様への要請

熊本市を除く地域における対策【特措法第24条第9項】

(1) 全ての飲食店について、**午後9時までの営業時間短縮を要請します。**

対象施設

午後9時以降も営業する飲食店

期間

令和3年5月16日(日)から令和3年6月13日(日)まで

要請内容

飲食店などを午後9時以降も営業する施設の管理者に対し、午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。
(酒類提供・客による持ち込みは午後8時30分まで)



(2) 県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示して下さい。

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第1項】

(1) 全ての飲食店について、**午後8時までの営業時間短縮を要請します。**

対象施設

午後8時以降も営業する飲食店

期間

令和3年5月16日(日)から令和3年6月13日(日)まで

要請内容

飲食店などを午後8時以降も営業する施設の管理者に対し、午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。

(2) 県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示して下さい。

(3) 全ての飲食店について、**終日の酒類の提供（利用者による店内持ち込みを含む）の自粛を要請します。**

(4) 全ての飲食店において、次の感染防止対策を実施して下さい。

- ・熊本市で取り組まれている飲食店従業員向けのPCR検査の受検を推奨する
- ・事業所への入場者の感染防止のための整理※及び誘導を行う
- ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
- ・手指の消毒設備を設置する
- ・事業所を消毒する
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置を周知する
- ・正当な理由なくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場を禁止する
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等衝立の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
- ・飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用を自粛する

※…入場者が密集しないよう整理・誘導すること

5 イベントの開催に係る要請

県全域における対策【特措法第24条第9項】

期間	令和3年5月16日(日)から令和3年6月13日(日)まで		
人数上限	5,000人以下		
収容率	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブのイベント等	50%※以内	
	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	100%以内	

※…異なるグループ又は個人間では座席を1席空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限り）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることもありうる。

要請内容

営業時間は午後9時までとして下さい（無観客で開催されるものを除く）。
 県の「イベント等の開催に係る留意事項について」を参考とし、感染防止対策を徹底して下さい。
 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は県に事前相談して下さい。

【チケット販売の取扱い】

人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを上回るチケットを既に販売済の場合は、5月18日(火)以降の新規販売を停止します。それ以降については、上記の条件を満たすもののみの販売を可とします。

【参考】イベント開催時の必要な感染防止策（概要）

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超えるイベントを開催するための前提）

- ① マスクの常時着用を求め、実施状況を確認する
- ② 大声を禁止し、大声を出す者がいた場合は個別に注意喚起を行う

（2）基本的な感染防止等

- ③ ①、②を可能な限り実行することをガイドラインで定める
- ④ こまめな手洗いの奨励
- ⑤ 主催者による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集を回避すること（特に入場・退場時は注意）
- ⑧ 会場内における身体的距離の確保
- ⑨ エリア・時間等による飲食の制限
- ⑩ 検温等による入場制限
- ⑪ 参加者の連絡先の把握／接触確認アプリの奨励
- ⑫ 演者の行動管理
- ⑬ イベント開始前後の感染防止の注意喚起
- ⑭ ガイドラインを遵守していることをHP等で公表する

（3）イベント開催の共通の前提

- ⑮ 混雑が予想されるイベントの入退場やエリア内の行動管理
- ⑯ 大規模イベントは、地域の感染状況に応じ、実施条件等を都道府県と相談

詳細は、熊本県HPより「イベント等開催にかかる留意事項」をご確認ください。

6 集客施設等への要請

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、午後8時以降も開業する1,000㎡を超える施設

施設の類型	施設の種類の	施設例
イベント関連施設等※	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場合がある施設※	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

期間

令和3年5月16日(日) から令和3年6月13日(日) まで

内容

不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後8時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないよう要請します。**（イベント開催時及び映画館については午後9時から翌日午前5時）
 ※イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、「5 イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。
 入場者の整理誘導等を徹底して下さい。
 また、その状況をホームページ等を通じて広く周知して下さい（協力依頼）

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短要請の対象外です。一般的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

県全域における対策【協力依頼】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、午後9時以降も開業する施設（面積に関わらない）

施設の類型	施設の種類の	施設例
イベント関連施設等※	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場合がある施設※	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

期間

令和3年5月16日(日) から令和3年6月13日(日) まで

内容

不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後9時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないことに協力をお願いします。**
 ※イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、「5 イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。
 入場者の整理誘導等を徹底して下さい。
 また、その状況をホームページ等を通じて広く周知して下さい。

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短協力依頼の対象外です。一般的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

事業者

業種別ガイドラインの遵守を要請
テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼
職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）徹底の協力依頼

県有施設

県有施設を基本的に休館し、予約済みのものについても、開館時間を20時まで（イベント開催時は21時まで）とする。

学校

大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業、オンライン授業の実施等を要請

高齢者施設

オンライン研修等による、感染防止対策実施を要請
従業員にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制構築を要請
高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の積極的受検の要請

（熊本蔓延防止宣言による対策は以上です）

事業者の皆様へ

業種別ガイドラインにより感染防止対策を行う際には、マスク着用などの飛沫感染対策に加え、コンピューターや共用物品・設備などによる接触感染にご注意下さい。

また、業種によらず従業員にわずかでも発熱等の症状がある場合、確実に仕事を休ませ、受診につなげる体制を構築することが非常に重要です。

県民の皆様へのメッセージ

残念ながら、感染者やその御家族、医療従事者の方々の中に、差別を受け、苦しんでいる方がおられます。新型コロナウイルス感染症には、誰もがどこでも感染する可能性があります。感染された方やその御家族、職場関係の方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などは絶対にないよう、お願いします。

- 熊本市においては、5月16日から「まん延防止等重点措置」の措置区域となり、不要不急の外出や移動の自粛要請など、様々な対策が行われています。

市民や事業者の皆様のご協力のおかげで、現在は感染者が減少するなど着実に効果が表れてきております。

しかしながら、リンク無し感染者数も多く、60代以上の感染者の割合が増加している状況です。感染力の強い変異株の影響を考慮すると、感染者数がすぐに上昇に転じる可能性も十分にあります。

6月1日から確保病床数が増加した結果、病床使用率は6月3日時点で65.9%となっておりますが、依然として高い水準を保っており、最大限の警戒が必要な状況が続いています。

【対策】

- ・全ての飲食店の営業時間の短縮要請に関する制度周知など県市連携して取り組みます。
- ・熊本市において、次のとおり取組を進めています。
 - ✓熊本市有施設の基本的な休館
 - ✓熊本市主催のイベントの中止または延期
 - ✓青色回転灯装備車（青パト）による巡回・声掛けや防災無線を活用した広報啓発活動の実施
 - ✓感染拡大地域など県境を越えて移動された方を主な対象として、熊本駅等でモニタリング検査の実施
 - ✓中心部の商店街と連携したPCR検査の勧奨や、大学と連携した大学生向けの感染防止対策の周知広報・PCR検査など、中心部歓楽街や若者を対象とした感染防止対策の実施
 - ✓高齢者施設等従事者に対する緊急PCR検査の継続実施、入所系の高齢者施設等従事者に対するPCR検査の頻回実施
 - ✓県と連携し、入院患者受入病床や後方支援医療機関の更なる確保に向けた継続的な実施
 - ✓ワクチン接種の着実な実施

【熊本市からの要請】

熊本市から、熊本市民のみなさまに対し、次のとおり要請しています。

- ・ **基本的な感染防止対策**を再度徹底してください（手洗い・消毒・マスク着用等）
- ・ **日中も含めた不要不急の外出や移動は控えてください。特に午後8時以降は徹底**してください。
- ・ **買い物は、混雑する場所や時間を避け、少人数・短時間で済ませてください。**
- ・ **飲食宅配サービス**を積極的にご活用ください。
- ・ **午後8時以降は、飲食店にみだりに出入りしないでください。**
- ・ **路上や公園等における集団での飲酒はやめてください。**
- ・ 職場において、**業種別ガイドライン**等を参考に、**感染防止対策の徹底**を再度確認してください。また、**在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を推進**して、「**出勤者数の7割削減**」を目指してください。
- ・ **高齢者施設にお勤めの方は**、感染者の早期発見の観点から本市が実施している**定期的なPCR検査**を是非受検いただくようお願いいたします。
- ・ 仕事等で**越県移動された方**については、熊本駅等で実施する**モニタリングPCR検査**を受検いただくようお願いいたします。